

令和6年第3回永平寺町議会定例会議事日程

(11日目)

令和6年6月13日(木)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について
- 第 3 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第36号 令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算
について
- 第 5 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 6 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について
- 第 7 議案第39号 永平寺町個人番号利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 9 議案第41号 字の区域の変更について
- 第10 議案第42号 字の区域の変更について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒 井 圭 治 君
- 2番 長 岡 千 恵 子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 5番 清 水 紀 人 君
- 6番 金 元 直 栄 君
- 7番 森 山 充 君
- 8番 清 水 憲 一 君

9番 滝波 登喜男 君
 10番 齋藤 則男 君
 11番 上田 誠 君
 12番 松川 正樹 君
 13番 楠 圭介 君
 14番 中村 勸太郎 君

4 欠席議員（1名）

4番 朝井 征一郎 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	北川 善一 君
教 育	長	竹内 康高 君
消 防	長	宮川 昌士 君
総 務 課	長	多田 和憲 君
財 政 課	長	原 武史 君
契 約 管 財 課	長	朝日 清智 君
総 合 政 策 課	長	清水 智昭 君
えい住 支 援 課	長	深水 正康 君
建 設 課	長	竹澤 隆一 君
農 林 課	長	島田 通正 君
防 災 安 全 課	長	吉田 仁 君
商 工 観 光 課	長	江守 直美 君
上 下 水 道 課	長	勝見 博貴 君
福 祉 保 健 課	長	高嶋 晃 君
住 民 税 務 課	長	吉川 貞夫 君
学 校 教 育 課	長	山口 健二 君
生 涯 学 習 課	長	吉田 正幸 君
子 育 て 支 援 課	長	池端 時枝 君
会 計 課	長	波多野 清志 君

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	清 水 和 仁 君
書	記 酒 井 春 美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前 9時00分 開議)

～開 会 挨拶～

○議長（中村勘太郎君） 皆さん、おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただきまして、ここに1
1日目の議事が開催できますことを、心から厚く御礼を申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、議会開催中の服装をノーネクタイで臨ん
でおりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長
の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してあり
ますので、よろしく願いを申し上げます。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行
います。

なお、質疑につきましては会議規則第55条の規定に基づき遵守していただき
ますよう、よろしく願いをいたします。

それでは議事に入ります。

～日程第1 議案第33号 令和6年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補
正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第33号、令和6年度一般会計補正予算
について、補足説明いたします。

歳出の主なものからご説明申し上げます。

議案書の115ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費では目3会計管理費におきまして、本庁及び各支
所に配備する硬貨選別機の導入費用としまして、備品購入費21万5,000円

を計上しております。

目4財産管理費では公用車の売却手数料17万7,000円を役務費に計上したほか、令和4年度の実質収支額の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるため、積立金1億5,300万円を計上しております。

目5企画費では、集落支援として、コミュニティ会館整備支援事業補助金86万1,000円を計上しております。

目9防災費では、116ページに移りますが集落における消防設備の導入を支援するため、集落消防施設整備補助金60万円を計上しております。

同じく116ページの目11定額減税調整給付費1億5,151万8,000円は、国が実施する定額減税調整給付に係る費用を計上するものでございます。

次に、116ページの下段から117ページ上段にかけましての款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、低所得者支援給付金事業を実施するため、委託料でシステム改修費用として360万8,000円を計上し、負担金補助及び交付金で低所得者支援給付金2,650万円を計上しております。

目6の老人福祉施設費では、入替えが必要となった松岡及び上志比の両デイサービスセンターにある特別入浴用バスの購入費1,333万1,000円を計上しております。

117ページ下段から118ページにかけましての款3民生費、項2児童福祉費では、目4の児童福祉施設費において、上志比幼稚園の調理用ガスレンジの入替え費用として、備品購入費78万1,000円を計上しております。

次に、118ページの目5子育て支援事業費では、支給要件緩和に伴い家庭育児見応援手当の支給増が見込まれることから、扶助費100万円を計上しております。

また、令和5年度の事業清算により、子ども・子育て支援交付金の返還が生じることとなりましたので、償還金利子及び割引料130万6,000円を計上しております。

119ページをお願いいたします。

下段の款6農林水産業費、項1農業費では目3の農業振興費におきまして、担い手農業者への支援として、県の補助制度を活用した農業用機械の導入補助金1,832万9,000円を計上しております。

120ページをお願いいたします。

上から2段目の款6農林水産業費、項2林業費では県の補助制度を活用した林

道整備を行うため、工事請負費135万2,000円を計上しております。

121ページをお願いします。

上段の款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費におきましては委託料で木造住宅耐震化促進業務委託料55万5,000円を、負担金補助及び交付金では空き家購入や空き家リフォームへの支援である住み続ける福井支援事業補助金340万円を、及び木造住宅耐震化等改修促進事業補助金600万円を計上しております。それぞれ補助対象件数の増加が見込まれることから、予算措置を行うものでございます。

下段の款9消防費、項1消防費、目2非常備消防費におきましては、報償費に退団者への慰労金14万6,000円を、需用費では、新たに入団する団員の被服購入費用として112万5,000円を、また備品購入費では、消火活動で使用するウォータージャケットの購入費用107万3,000円を計上しております。

124ページをお願いいたします。

下段の款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費では福井永平寺ブルーサンダーによる地方創生支援事業補助金として117万円を計上しております。また、目3の学校給食費では給食調理員1名を補うため、人材派遣会社への委託料213万3,000円を計上しております。

なお、これに合わせて会計年度任用職員の人件費は1名減としたところでございます。

続きまして歳入の主なものをご説明いたします。議案書の113ページをお願いします。

上段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、1億8,177万8,000円につきましては、定額減税調整給付金及び低所得者支援給付金に係る国庫補助金でございます。

目6の土木費国庫補助金348万7,000円につきましては、住宅支援事業の財源として計上するものでございます。

目7消防費国庫補助金542万8,000円につきましては、消防ポンプ車購入への国庫補助が認められたため、財源として計上するものです。

中段にあります款16県支出金、項2県補助金、目5農林水産事業県補助金では担い手農業者への支援の財源として、農業費補助金1,198万3,000円を計上しております。

目7土木費県補助金303万3,000円は、住宅支援事業の財源として計上するものです。

目10災害復旧費県補助金468万円は、林道災害復旧工事において、令和5年度に前払金として支出していた分に対する補助金を計上するものでございます。

下段の款17財産収入、項2財産売払い収入223万2,000円につきましては、公用車売却オークションでの売却実績額を計上したものでございます。

114ページをお願いいたします。

款19繰入金、項2基金繰入金、目25地域福祉基金繰入金、1,333万1,000円につきましては、デイサービスセンターにおける特別入浴用バスの購入財源として、基金からの繰入れを行うものでございます。

次に、債務負担の追加について、ご説明いたします。109ページの第2表をお願いいたします。

令和6年11月に更新を迎えるネットワーク総合システムサーバー機器等の賃借につきまして、令和11年10月までを期間として債務負担行為を設定するものでございます。

当初予算編成時に、担当課より要求があったところですが、財政課の認識不足から、当初予算では未計上となったものでございます。今後は十分注意して取り組んでまいります。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき款ごとに審議を行います。資料は、5月27日に全員協議会資料の中の令和6年度6月補正予算説明書をご用意ください。

担当課の補足説明を求めます。

それでは、総務課関係6月補正予算説明書104ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは、総務課所管の補正につきまして補足をいたします。

予算説明書103ページの表をご覧ください。

会計年度任用職員の人件費の表でございます。こちらにつきましては、今年の3月議会で条例改正の議決をいただき支給することになりました勤勉手当、及び

当初予算計上時には想定していなかった採用などによる増額となっております。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

質疑あります。9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今ほどの103ページの会計年度任用職員ですけれども、先ほど、財政課長の説明の中でごございました調理員の会計任用職員が減になったというのは、これ表れているので分かるのですけれども、当初から補正後に加わった、増加した常備消防費の会計任用職員1名、それと文化財保護費で1名増加になっているのですが、この理由を教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 消防につきましては、4月に入ってすぐに正職員退職がございました。それを補充するための採用でございます。

文化財のほうにつきましては、昨年1人学芸員が正職におったのですが、それが3月いっぱい辞めるということになりまして、4月から代わりの方に来ていただくことになったということの採用でございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そんなに、本町職員として在籍期間がある意味短い方がということですが、そういった意味では人材不足という中で、市町がいろんなところで人材の取り合いが起こっているということになっているのでしょうか。

退職の理由なんかも、少し分かったら教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 2人とも急な退職、正職員の退職だったのですが、ほかにやりたいことがあるという理由での退職でございました。

それで、学芸員などは今でも、ずっと継続して補充をしようということで募集をかけているのですが、なかなかそもそものパイが少ないということで、応募がなかなか思うようにいかないというのが、今現状でございます。

補足ですが、ちょっとここには表れないのですが、人材不足といった意味では保健師も保育士も調理員も全て、なかなか応募が思うように集まらないといったような状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ひとつ対策として、今度議会のほうにもお示ししようと思っているのですが、採用の中で会計年度職員さん5年までは給料というか評価が上がっていくのですが、それ以降はずっと横並びになるということで、試験はちゃんと受けていただきますが、会計年度さんは枠で採用枠をつくれないうの、今総務課の中でずっと頑張ってきた方の、一つ受皿を大々的にはちょっと厳しいかもしれないですけども、そういった枠をつくることによって、ちょっと意欲的に働いていただける環境をつくってみたいかというのを、今総務課のほうで設計をしているところもあります。

これまた決まりましたら、議会のほうに相談させていただいて、また可能であればそういった取組もしていこうかなということを考えております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） いろんな自治体で人材不足企業も一緒ですけども、保育士なんかも足りないというようなことを、よく新聞報道等であるわけですけども、できることというのは環境整備だろうと思います。

はっきり言いますと、給与とかあるいは今後の保障とかということになるのだろうと思いますので、その辺他の自治体との競争になってしまうのかも分かりませんが、遜色のないような条件整備というのは必要なのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 条件整備もそうですけれども、実は例えばバスの運転手さんが不足している、これ今はもう人手不足で、町の補助云々という話ではなしに、もう人がいないから走らせられないという状況になっています。

私たちもそういった環境整備というのはもちろん大切ですが、これからはそういった方がいないという前提も想定しておかなければいけないのかなということも、やっぱり今子供たちの数が全体的に、人口が減ってきていて、若い人たちもいなくなって、そして民間の中でいろいろ人材の取り合いになっている中で、また東京への一極集中こういったことの中で、仕組み自体もしっかり将来を見据えて考えて、今のうちから備えていかなければいけないということもありますので、ソフト面・ハード面こういった点でも、しっかり考えていかなければいけない。

5年前とは明らかに状況が違ってきますし、5年後にどうなるかというのは想定をして進めていかないといけないなというのは、本当に肌で感じていますので、これについては、また議会のほうにいろいろ提案もさせていただきながら、また

提案も頂きながらよりよい方向へ持っていくように頑張っていきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） このところの原因のところ、事務局ってなっていますね。これはどこの事務局ですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） 学校教育課でございます。教育委員会事務局でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

なければ、次に契約管財課関係、104ページから105ページを行います。補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（朝日清智君） それでは、契約管財課関係についてご説明いたします。

少しページ戻っていただき、予算説明資料102ページをお願いいたします。

上から2段目、款・財産収入、項・財産売払い収入、補正額223万2,000円につきましては、公用車3台、救急車1台の計4台を、官公庁オークションを活用し、売却を行ったものでございます。

次に、104ページ右側をお願いいたします。

公有財産管理諸経費、役務費、手数料、補正額、17万7,000円につきましては、今ほどご説明しました官公庁オークションを活用し、公用車を売却した際に、落札金額に応じたシステム手数料が必要となります。

当初、オークションでの売却事例を参考に、4台で26万円の価格を設定しておりましたが、結果予想を大きく上回り、223万2,692円で落札となりました。手数料は落札金額の8%となっておりますので消費税等相当額を含めた19万6,476円となり、当初2万円を計上しておりましたので、不足額分を増額するものでございます。

次に、105ページ左側をお願いします。

公用車管理諸経費につきましては、さきの公用車売却の手数料など、経費を除いた金額を充当するため、財源組替を行うものでございます。

以上、契約管財課の説明といたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に、防災安全課関係105ページを行います。

補足説明を求めます。

防災安全課長。

○防災安全課長（吉田 仁君） 防災安全課につきましては、資料105ページの右側にございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に財政課関係106ページを行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） 特に補足することはございません。

よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の106ページの左側の令和4年度の収支実績ということですが、要はこの後段にあります積立金の中の収支額3億471万4,000円、これが令和4年度の最終的な利益分ということになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（原 武史君） おっしゃるとおりでございます。

令和4年度の収支額がその金額、3億471万4,000円でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ、次に総合政策課関係。106ページから107ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは107ページの左側をお願いします。

コミュニティ会館等整備事業の支援事業でございます。

上吉野区の生活改善センターの屋根瓦ふき替え改修の補助となるコミュニティ会館支援整備事業補助金86万1,000円です。

コミュニティ会館整備支援事業補助要綱に基づきまして、事業費258万5,

000円に対しまして、町から3分の1の補助となります。

説明としては以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、次に住民税務課関係107ページから108ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） それでは107ページ右側定額減税給付調整給付金事業について、説明申し上げます。

国が物価高騰対策によって行う定額減税の分で、減税し切れない方へは給付金として必要な経費の今回補正をお願いします。

事業内容の下段負担金補助交付金で、定額減税交付金として1億4,037万円、内訳が住民税、所得税をプラスしたそれぞれの人数の方に、見込みとして、今回補正させていただきましたので、よろしくをお願いします。

以上、説明を終わります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 定額減税については、いろいろ話題もあって知っているのですが、減税し切れない方へ支給する定額調整給付金に必要な費用ということですが、もう少し分かりやすく説明していただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 基本的には所得税、住民税それぞれ給料から引かれるとあります。その分が減税として引かれない。所得税3万円、住民税は1万円ですけれども、住民税の場合には特別徴収の場合は12か月に払う分を、1万円控除した額の残りの分を11か月で払ってもらいます。

所得税の場合には給料から源泉徴収されますよね。その分が要は3万円に達するまでは引かない。3万円に達した以降は引きますよということです。

ただし、所得税はそもそも3万円かからない人は、3万円の恩恵を受けられない。その分は給付金として恩恵を受けましょうということです。

ですから所得税がゼロの人については、3万円給付されますが所得税が2万円引かれた人については1万円給付される、要は3万円給付を受けましょうという

ことです。

ご理解いただけますでしょうか。分かりやすく言ったつもりですが。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 非常に分かりやすい説明ですが。

いわゆる給付する額についても、税の書き込みが全てに出てくるのですか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 議員の質問については、国が減税した額を明示しなさいということで、それは所得税について基本的には、特別徴収、事業所のほうがつくるといことになりますから、事業所が行うことになります。我々行政が行うものではございません。

ですから、事業者負担が増えているというようなことになっています。

住民税につきましては賦課をする。それについて6月分はもう引かれています。7月から特別徴収をされているということになります。普通徴収についても、1期分から、もうそういう計算をされていますので、今言った引かれる額を明示されるというのは、それは事業者のほうの扱いになるということで、ご理解いただきたい。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ございませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 今言ったように減税されないと人と、それは十分分かるのですが、例えば実例で年金所得しかない人とか、いやその年金が例えば何百万あって、課税されるとかある程度実際にどういう人が対象になるのか。そういう対象の方には、こういう形で例えば明示してその費用として出すのだよと。

そういうので言ってもらいと、イメージがすぐ湧くので、分かったらよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 所得税が源泉徴収されるという場合は、いろんな所得があります。今言ったように一般の給与収入もあれば、年金の収入もあります。源泉徴収されます。

どういうパターンかといいますと、要はそれで支給日ですね、給料で毎月支給されますし年金ですと二月に1回支給されますね。そのたびに源泉徴収がされているということになるのです。

要は源泉徴収をされるときに、スタート時点から3万円までは引きませんよと

ということです。そうでしょう。年金でも一緒です。支払うごとに源泉徴収されますから、3万円引かれませんかよということです。3万円達してからは引かれますよ。それが、トータルが3万円に達しない場合には、当然、達しないから、残りの分を給付しましょう、そういうことです。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 基本的には所得税は企業とかそういうところで、自治体はあんまり関係ないということだろうと思います。住民税は当然自治体に関係ありますので住民税は把握できていますから、残り不足分いわゆる給付しなければならないのは分かるわけですが、所得税についてはなかなか分かりませんよね。

誰がどれだけ3万円に達していないのかということで。多分最終的には申告して、そこで不足分を戻していただくということをしなければならないのかなと思うのですが、その窓口も町がやるってということになるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） おっしゃるとおり、所得税については現年課税で、住民税は前年所得課税なので、住民税のほうを確定しているものです。

住民税については、今給付の見込みというのは、前年の所得税を参考にして出している数字です。そういう意味では、住民税と所得税で、若干差はあります。前年所得主義か現年所得主義かという差がありますが、最終的に所得税については見込み額を、今給付金とか支給されますが、当然、確定した段階では、支給されてしまった方。逆に、支給すべき人がされなかった方というのも、当然、起きてくる可能性も十分あります。

そしたら、最終的に申告段階で調整するということになります。これは税務署のほうで最終的に、我々のほうが、当然、申告した段階で、我々はもう決定していますから、そこで分かりますが、最終的には、所得税最終というのは、申告段階で調整するとなりますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということで、今の答弁でいただきますと、基本的には、所得税は税務署がということになるのだろうと思います。ただ、ここで言う所得税のみ給付とか、住民税とか所得税というようなところは、実際に、町が還付す

るといえるのですか、支給するということになるのかなと思うのです。

その辺が、もうひとつ分からないです。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 給付の窓口は町がするという事ですね。今の場合。今、議論しているのは、申告とか、最終的なところというのは、当然、出ている。今、給付の窓口は町がすることです。それについて、今、所得税のみとかね、住民税と合算した額とかってありますが、それはうちのほうで見込みを出して、今、予算計上する。その分の経費については、全部、国庫で支出、補填されるということなんです。

給付の窓口は、町ということになります。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） よく耳にするのが、年金所得しかないよと。その年金所得がそれほどないので、年末調整じゃない、そのときに全然申告もしないと。言わば税務署は年金所得が多い少ないに関わらず、申告してくださいねといういろんな点がありますが、現実的には、自分らの身近な人でも、結構、申告してない人がいるのですが。

そういう人は、要は、申告しなかったら、それが受けられないという発想ですか。それとも、いや、そこはある程度、前年も含めて、ずっとそこらがないから、その還付対象になるという、還付というか、そういう対象になるという、そういう発想ですか。それとも、さっき言ったように、いくら低所得の年金であっても、申告しないと、これは駄目ですか。

結構そういう人が見受けられるので、そこら辺りはいかがですか。

○議長（中村勘太郎君） 対象になるのかならんのか。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 年金のみという、年金とか給付とかって、分けるといふ考えじゃなくて、あくまでも全ての住民、国民に対して行われるものなので、所得で減税される額が3万円ありますね。それが3万円減税で恩恵を受けるか、給付金で受けるかということなんです。

年金の場合の申告のことをおっしゃいましたが、確か160万円以内だったら、別に申告する必要ないです。年金の場合ね。160万円いくかどうかは分かりません。ただ、こちらのほうとしては、当然、税務署も、年金の場合には年金機構から自動的に来ますから、それは把握されています。だから、申告されているか

ら分かるとか、されてないから分からないというものではないですよ。

当然、それによって、課税か非課税かということ判断していますから、それについて、今、人数的なところで見落としとか、そういうことが起きることはないです。ただ、今結果おっしゃったように、今、そういう人が多いからとか、そういうことについては、ご心配かけるとは思います、申告されてないかという点で、これが出るものではないと理解していただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、福祉保健課関係、108ページから111ページを行います。
補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、福祉保健課の説明をさせていただきます。
主立ったもののみ説明をさせていただきます。

108ページ右側でございます。

低所得者支援給付金事業でございます。

令和6年度に、新たに非課税もしくは均等割のみの課税世帯の負担軽減を図るため、給付金をお支払いするものでございます。

令和6年度の住民税情報を基に、給付をさせていただきます。

対象者は250世帯、子供加算分については30人分を予定しているところでございます。

続きまして、109ページ左側、物価高騰対策支援事業でございます。

町内の社会福祉施設の電気料金等を支援するものでございます。4月、5月分でございます。

介護系、障害系事業所、それぞれに給付をさせていただきます。

110ページ右側をお願いいたします。

上志比デイサービスセンターの特浴バス、ストレッチャー入浴、横たわったまま入浴できるバスが故障したため、購入費を補正するものでございます。

111ページ左側、同じく松岡デイサービスセンターの、特浴バスでございます。チェアバスということで、椅子に座ったまま入浴できるというものでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君）　そういうことはないと思うのですが、108ページのところの対象者は、これを調べて分かるということですが、これは申告制ですか。それとも、ある程度、申告でなくても、要は福祉課のほうで調べて支給するという、手順というか、それはどういうふうになっているのですか。

あくまでも漏れとか、不公平性がないということを思って、今、質問させてもらっています。

○議長（中村勘太郎君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君）　通知のほうは、福祉保健課のほうから出させていただきますけれども、給付については、あくまでも申請、申告制になっていますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君）　上田君。

○11番（上田 誠君）　そうしますと、あくまでも対象者にはきちっとして、例えばそこで、来たけれどもちょっと忘れてしまっているところがあるかもしれないので、そこらあたりの、例えば期限の間には、再度、実際まだ申告されていませんよというふうな方で、ちょっときめ細かな形ですが、それはやっていただけるということで判断してよろしいのでしょうか

○議長（中村勘太郎君）　福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君）　これまでどおり、同じようにやらせていただきます。

○議長（中村勘太郎君）　ほか、ありませんか。

なければ、次に、子育て支援課関係112ページから113ページを行います。補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君）　それでは補足説明を行います。

説明書の112ページ左側をお願いします。

民生費、児童福祉施設費の負担金補助及び交付金、補助金の5万1,000円につきましては、幼保連携型認定こども園みどり葉こども園への物価高騰支援対策として、4、5月分、2か月分の電気料高騰に対する補助金として補正をお願いするものです。

福祉施設につきましても、今回補正の対象となっていることから、私立保育所等への補助金につきましても、併せて補正をお願いするものです。

こちらの補助金は、県2分の1の補助事業となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 112ページのところで、確認だけさせてください。

その対象者として、ここに書いてありますように、第2子以降で、入所されていない、それからこういう給付金を受けていないという項目がありますが、これの25名というのは、ちゃんと把握している数字で、例えば漏れとか、そういうものはないと判断すればよろしいでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 現在、同じ補助金はあるのですけれども、9月から360万円未満という所得制限が撤廃されることになりまして、令和6年4月1日のデータによりますと、第2子以降で3歳未満の未就園児の人数は84人となっております。育児休業給付金を受けている世帯は対象外となりますので、約3割が受けていないと仮定をして、対象者を25名としました。

育児給付金をどれぐらいの方が、世帯が受けているかは判明できないので、約3割の方が受けていないということですので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） やはりこれも申告制やろうと思うのですが、例えばその対象者の方にこういう制度があるよってというのが、周知がなかなか、撤廃されたよってというのは、どういう形で周知しているか。それは広報か何かで出ているよってというのは、それまでかもしれませんが、そこらあたりは、その子育て支援課として、そういう第2子で、今言う85名の方がいらっしゃるということであれば、その中を含めて、数というかそういうのはきちんと、対応していただけるというふうな。

例えば、事前に通知をして、それでそういうことをしてあげないと、全然、気がついていない人もいらっしゃるかと思うので、そこらあたりの手当について、ちょっとお聞かせください。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 議員さんおっしゃるように、町の広報誌やホームページのほうでは活用して、町民の方には広く周知をしていきたいと思っております。

また、子育て世帯の直接そういう子がいらっしゃる家庭に対しても、生まれた

子に対しては、保健師の赤ちゃん訪問などでチラシを配布してもらおうとか、あと園のほうに第2子の未就園児の子がいらっしゃる家庭には、同じようにチラシを配布するなどして、周知をしていきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですね。

ほか、ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 毎回ちょっと話題になったりするのですが、113ページの右側の、上志比幼稚園の調理用のガスレンジの故障。調理用ですから、これって補正予算を待ってするものなのか、やっぱり専決でするものなのかっていうのを、これまでも議会でも論議してきたように思いますね。

やっぱり、代用とか何とかあるにしても、調理に関わる問題について、言ったら、それはもうもっと早く取り組むべきではないかなって、私は思うのですが。その辺こういうこともあって、こうなっていますということがあれば、ちゃんと説明していただければありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（池端時枝君） 上志比幼稚園のガスレンジですけれども、オーブンの内部温度が上昇しにくくなりまして、ちょっと調理のほうに支障が出てきていたのですけれども、専決をするほどまでではないということで、園のほうからも確認していて、6月補正のほうで対応しようと思っておりましたところ、最近になりまして、突然レンジの1か所が動かなくなったということで、今、急遽既設の予算で発注までを終わらせている状況でございます。

購入から20年ほど経過しておりますので、部品交換も難しいため新しいガスレンジの購入をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 特にガスレンジですから、心配なのは肉なんか生焼けというようなことが起こるかどうか、これはちゃんと調べてやっているなと思うのですが、ちゃんと調理員さんが一つ一つチェックするというのも、なかなか大変なこともあるのでその辺はきちっと、もしものことを考えて早い交換をするならするというのを、やっぱり議会のほうには報告だけでもして、専決でやってほしいと思います。

本当に、もし事故があったら、これだけの問題に終わらなくなってしまうのですね。町のいろんな子育て、教育に関する問題で、永平寺町の対応はこうかって

いうことを思われると、それはまずいと思うので、ぜひ、そういうことは気を付けてほしいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ございませんか。

なければ、次に、農林課関係、114ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（島田通正君） 補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 114ページの左側のやつですが、スマート農業に関してこののですかね、そういうセンサー付のコンバイン等を購入するとか、コンバイン1台で1,600万円、なかなかのもんやと。事業費はもっと高いのですね。2,200万円というので、場合によったら、それくらい金かかるので、大変だなと思うところですが。

ぜひ、こういうところに、予算書にはいいですが、やっぱり事業説明書には、どこにするかというのは、やっぱりきちっと明記してほしいなと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 次からはしっかりと、細かく説明をさせたいと思いますので、よろしく願いします。

○議長（中村勘太郎君） 副町長。

○副町長（北川善一君） 補助対象者ですけれども、個人の場合には、それが個人情報に当たるということで、個人に補助対象になる場合は、その対象者が個人情報に当たるということで、県のほうにも確認したのですけれども。

そういうわけで、こちらのほうは、団体のほうだけ記載させていただいています。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 予算書とはちょっと違うので、そこは大事なところではないかなと思いますね。

これは、個人の認定農業者が納入するということですか。それはそれなりに、非常に思い切った投資じゃなくては、僕は思うのですけれども。

ただ、手厚い補助がある関係上、そこは、説明書ぐらいやっぴりきちっと、示しておいたほうが良いと思うのですけれどもね。

○議長（中村勘太郎君） 副町長。

○副町長（北川善一君） これは個人情報保護法とか、条例とかの関係もありまして、そういう対応をさせていただいています。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そういう意味ではどの地域の人かぐらひは、分かるようにしておいてもらったほうが良いと思いますね。

我々、私も認定農業者だが、そういういろんな制度ありますけれども、一度も補助事業にかかったことがない、受けたことがないということですね。

ただ、見たいと思いますよ。田植機なんかは、センサーがついていると、田んぼの中は真っすぐ機械は走らないというのが通常ですが、真っすぐ走るのでって確かに。見ていると。

だから、それは、非常にいいですけれども、コンバインなんかですと、本当にどうなのかなど。実際、どうなのかなっていうのは見たい。ということで個人の持っている機械なら、誰が持っているかも分からないっていうのは、それはちょっと、公の役割を果たさないのではないかなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、法人はこういう記載させていただいて、また、おっしゃることもよく分かります。例えば、全協とかで、口頭で、どこの地域の方、個人名まではやっぱり、県にいろいろ確認したところ、そういう県も取扱いをしているということですが、やっぱりある程度、公費も入れているというのもありますので、全協のときに、文章ではなしに、どこのエリアの認定農家の方とか、こういったお話をさせてもらうようなことで、どうでしょうか。

それと、今、副町長からもあったのですけれども、受ける側の方が承知しているなら、記載をさせていただくとか、そういつてない場合は、例えば全協で、口頭でその地域、地区とかって、そこちょっと、それで一回やらせていただけたらなと思います。

決して、クローズにしているとか、そういったことではなくて、違った、そういう個人情報があるということですので、またご理解をいただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 僕も聞こうと思ったときに言っていたのですが。要は、例えば低所得者の方の個人名を出せとか、滞納している人の個人名を出せとか、それとはちょっと、場合が違うと思いますね。あくまでも公費をどんとつぎ込んで、それに対してやっているわけですから。

町長も言っていたように、やっぱりそこらあたりと、今言う滞納者、悪徳な滞納者は別にして、例えばそういうとか、低所得者の方の個人名を、それとはちょっとまた場合が違うと私も思うので、これは一度、思っていましたので、それもちょうと加味していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当に、この点は毎回いただく、議会のこの、こういうふうにならせていただいているのは、県はどうやっているかというのを確認して、県はこういったところを気遣いしているから、こういったところでは公表していませんよというのは、今、参考にさせてやらせていただいていますので、その辺のご理解もいただけたらなと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

なければ、暫時休憩します。

（午前 9時53分 休憩）

（午前10時05分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

再開前に、住民税務課長から補足説明を求められております。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 先ほどの答弁の中で、私のほうから、全ての住民ということを表示させていただきましたが、今回の制定につきましては、先行して実施しています低所得者に対する給付金、3月補正で見えていました。その対象の方については、今回の定額給付金は対象外でありますので、その点、付け加えさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 次に、えい住支援課関係、115ページを行います。

補足説明を求めます。

えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 補足説明は特にございません。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 能登半島地震以降、木造住宅の耐震化の問題が話題になっています。本町では、もうかなりの耐震化、新しい家が多くて、耐震化率が高いと言われてはいますが、能登地震以降、ほかの自治体を見ても、耐震化の、いわゆる耐震診断を無償でやるという自治体が出てきていますし、実際、木造耐震化の事業についても、耐震改修について、補助率を上げているというのは見られるのですが、そういうことはお考えになられているのかということをお聞きしたいですね。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 耐震診断と補強プランの作成につきましては、一般住宅の場合、個人負担1万円を求めています。

耐震工事につきましては、一般住宅の場合、昨年度までは120万円で、30万円の自己負担を求めておりましたが、県がその30万円を負担していただけるということで、150万円の全額補助という形で、今年度からさせていただきます。

また古民家につきましても、190万円の補助で47万5,000円の自己負担があったところを、その自己負担については、県が負担をしていただけるということで、工事に対して全額補助するという形で、今年度から進めております。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そういう意味では、古い、耐震構造になっていない住宅でもしやすくなったということだと思いますが、こういうのももう少し町民にとって、こういう状況に今あるから、この際、一気に進めましょうよという提案も含めて、もっと考えていいのではないかなって思いますね。そうする必要があると。

特に、昔の福井震災のときも、私の家の1階は潰れた。大体、寝るところは2階にしないと、1階は潰れて助からないよという話があるのが普通でした。

福井震災以降、特に旧松岡は大きな被害がありましたけれども、田の字の構造の家って、震災直後に建てた家がかなり残っているということを考えると、多いわけですね。

地域別に見ると、そういうことを考えると、やっぱりきちっと耐震診断、耐震補強もしていく必要があるというのがあってと思います。

新しい家は、本当に能登のあれを見ても、対照的だなと思うような状況が、見

られる状況があるので、そこはもう少し何か、1月1日の当日の津波の警報の放送は、強い口調でとにかく避難しなさいということで、ちょっと命令調でやったというのが、批判があるとかっていう話もありましたけれども、それについてはそういう経験に基づいた、命を助けるためのそういう報道の仕方をした。

耐震診断についても、ちょっと怖いよというようなのをやらないと、大変だよという状況になる認識ができるPRをやって、進めてはどうかと思うのですが、そこらはどう考えますか。

○議長（中村勘太郎君） えい住支援課長。

○えい住支援課長（深水正康君） 住宅の耐震につきましては、今年度、2回、無料相談会を実施する予定でございます。6月29日に第1回目を実施します。

その内容につきましては、6月の広報で皆様にお知らせしております。

また、既に耐震診断を行われた方については、アクションプランの中で戸別訪問を実施して、直接お話をさせていただくか、また不在のときにはチラシをポストに投函させていただいて、周知を図っているところでございます。

また無料相談会の中では、県が作成しました展示物なども展示をして、住宅耐震の必要性については周知していきたいと考えています。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 本当に最後に言いたいのはとにかく積極的に、こういういい制度になりつつあるのですから、そこは積極的に宣伝して町民に知ってもらって、一歩進んでいただくように、ぜひ進めてほしいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今また最近、防災講座が増えてまいりました。防災課が直接行ったり消防が行ったり、いろいろなパターンがありますので、そのときに関心を持たれている方が来られますので、この案内というかこれのお知らせを、そういった場でもさせていただきたいなと思いますので、えい住支援課と防災安全課の連携、消防も連携事業ということで、頑張っってやっていきたいと思っています。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

ないようですから、次に上下水道課関係116ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 特に補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

- 議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。
- 質疑ありませんか。
- ないようですので、次に会計課関係117ページを行います。
- 補足説明を求めます。
- 会計課長。
- 会計課長（波多野清志君） 会計課ですけれども、補足説明は特にございませんでよろしく願いいたします。
- 議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。
- 質疑ありませんか。
- 5番、清水紀人君。
- 5番（清水紀人君） 117ページ作業時間の軽減や数え間違いということで書かれていますけれども、大量な小銭を処理するとも書いてありますが、これどういった結構量が多いもののでしょうか。
- 公金受け取りということですが、あまりそういった小銭が多いということとは考えられないと思うのですがお願いします。
- 議長（中村勘太郎君） 会計課長。
- 会計課長（波多野清志君） 公金の受け取りに関してですけれども、共同募金とか各種募金関係とか、最近ですと能登地震関係の義援金そういったものの取扱い、あと納税に関しまして大量の小銭を持ってこられて納税される方もいらっしゃいます。そういう方々に対してスピーディーで適切な対応を取れるように今回の補正といたします。
- 議長（中村勘太郎君） 清水君。
- 5番（清水紀人君） その大量な小銭というのは、どの程度の小銭でしょうか。
- 議長（中村勘太郎君） 会計課長。
- 会計課長（波多野清志君） 最近ですと1円玉とか5円玉100円玉も合わせまして、1,000枚近く持ってこられる方もいらっしゃいますので、そういった方に対して、対応していくという形です。
- 議長（中村勘太郎君） 清水君。
- 5番（清水紀人君） 銀行さんのように手数料とか取られることはないかということと、あとそうした場合に対してマニュアルとかちゃんとそれに対応できる体制になっているかということをお聞きしたいと思います。
- 議長（中村勘太郎君） 会計課長。

○会計課長（波多野清志君） 今これを購入することによって皆が操作できるようなマニュアルはつくって、対応していきたいと思っています。

今現在の対応ですけれども、そういった方が見られた場合には、全職員対応して、手分けして作業しているという状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 民間ですと1交換あたり20枚まで、1円ですと20枚、5円ですと20枚、10円ですと20枚、それトータル分以上が来る場合は断ることができます。これ民間の場合です。ただやっぱり公金を扱っている町、これいろいろ事例もあるのですが、例えば500円玉で貯金してこれで納税をしたいとか公金を払いたい、そういった方にはしっかりとこういったカウンターを使って、気持ちよく収めていただく環境へとつくるのも大事ですが、今までありました1,000枚とか2,000枚、これひょっとしたら、それぞれの持ってこられる方によっては、カスタマーハラスメントの位置づけになる場合もあるのかな。それはどういう言葉を発せられてこれを持ってくるか。本当に貯められて持ってこられたのか、こういったこともありますので、ただ持ってこられた方、実は千数百枚持ってこられた方のときも、職員が総出で、これ5時以降に持ってこられて、職員が総出で、もう間違いないようにいろいろなやり取りの中で数えた。

そういった中で、こういったカウンターは必要というのと、もう一つ、それが本当にカスタマーハラスメントなのか、そうでないのかというのは、しっかりと今、カメラをつけさせていただいておりますので、そういったものを確認させていただいて、しっかりと納税者を守ることも大事ですし、職員を守ることも大事ですので、そういった点でもいろいろさせていただきたいなと思います。

決して今、この場では、1,000枚持ってこられた人がカスタマーハラスメントに当たるということは言っていないんですが、そういったことも、これからありますので、やっぱり業務のスムーズさもありますので、そういった点でも今回、この補正になりますが、これ支所分と本庁分を入れさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、学校教育課関係、117ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 特に補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより、質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 学校調理員の派遣業務委託ですが、先ほど、会計年度任用職員のところ、町長がちょっと触れていましたけれども、会計年度任用職員から正職員の道というのですか、そういうのはやっぱり少し設けた方がいいのではないかと思います、これは当然のことだと思うのですね。

特に、これまでも学校給食調理員については、なかなか集まらないし、この間の一般質問の答弁でも、調理員の離職率というのは、結構高いように思いました。

そういうことを考えると、希望を与えるような内容で、仕事に対する誇りも持てるような条件づくりというのは大事だと思うのですが、単にこういう形で委託すれば、会計任用職員の報酬よりも高いお金がかかることになると。正職員でもこんなに高くなって、もっと高いのかな。その辺あまり知らんですが、正職員と遜色ない調理員の対価を払いながら、人を確保してくるっていうくらいなら、きちっとそういうのを位置づけたほうが、僕はいいと思います。

だからその辺もう少しこういう形で出てくると、また出てくる大変やなって思うところがあります。その辺をどうお考えでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） これからの制度をそういうふうにつくるかどうか、構築していくかですね。

学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 今までも、会計年度職員の募集はなかなか進まないという状況でした。今回につきましては、4月に入りまして、急遽、体調不良ということもあって、1名の方が退職ということになりました。

このことについては、ほかの学校のほうから、ちょっと配置換えとかという対応をしながら、今、進めているところですが、今回、これによって欠員が発生したということで、今回につきましては、緊急的な措置として、人材派遣に委託する費用を持たしていただいたというところでございます。

基本的な考え方としましては、欠員補充につきましては、まず会計年度任用職員の募集を行うことを基本としたいなと思っておりますし、また今回のように緊急的な対応につきましては、人材派遣を活用して柔軟に対応していきたいなというところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） そうすると、派遣業務委託で、調理員として働いている人は何人になるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 現在ですと、当初予算で1名、予算を出していただきましたので、その1名になっています。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ございませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） よく似た質問になるかもしれませんが、今の給食の会計任用職員さんの時間給は幾らですかね。というのは、何年か前ですが給与面だけじゃないですけども、要は一般の学生のいろんなところの接客も含めてやっているのが1日1,000円ぐらいなのに、私らこれだけやっているのに1,000円未満とか、そういうときがあった時分があると思います。

やはり給食調理員の方はそれほどそれなりの資格を持ちながら、あれだけの仕事をしていただいてそういう対価しかないというのは、いくら募集をかけても大変だなと思っています。

だから、よく中で私らの給食調理員は学生アルバイトよりも安いという言い方をよくされた覚えが、私しているのですけれども。だから、やはりそこらあたりは会計任用職員の給与というのがやはり、例えば一般職員の給与のところとの差があり過ぎるとか、そういうのが結構足かせになっているのでないかって、私は常々思っていますし、あるときにはそういう機会も時には発言させてもらっています。

そこらあたり、今現在は幾らぐらいで、一般通例的に、よそのバイトの金額は幾らとか、そういう比較をされた覚えありますか。あるのならちょっと、その金額もお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（山口健二君） 以前、上田議員からも、1回、幾らやという質問はあったと思います。ちょっと手持ちの資料だけで申し訳ないのですが。

時給でマックス、5年目の、免許ありという方ですと、1,139円になっています。これ期末手当とか、これはちょっと抜いていますけれども、そういうことです。

他市町のこともちょっと調べましたけれども、昨年8月ぐらいなので、すみません、申し訳ありません。坂井市ですと920円から940円とか、福井市ですと985円とか、鯖江市ですと933円、あわら市だと910円ということで、決して他の市町と比べても低くないという判断でいます。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 確かにそういう形でうちはそれで低くないよってというのは、重々知ってはいますけれども、要は仕事の対価とすればね、大分そこらあたりはもっと手厚いことも必要だよ。仮にこれが派遣社員で1,950円でね、仮に1,500円ぐらいぱっと出したとします。仮に永平寺町は。そしたらやはり、言葉は悪いですけども、先ほどいろんな方々で取り合い、労働者の取り合いってことになったときに、福井市は1,000円未満で、いや、永平寺町は1,500円だよってなれば、当然、変わってくると思いますし、やはり思い切ったそういうことも考えるときに来ているのではないかと、私自身は、個人的には思っているわけですが。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ、本当に先ほど滝波議員のお話もありました、抜本的なところだと思います。

ご存じのとおり、永平寺町の人件費は福井県で一番多い、町民1人当たりの人件費は多い。それはやっぱり、消防があって給食も自前でやっている。また幼稚園もほとんど公立でやっている、そういった中でそういうサービスをしっかりしながらバランスよくやっている中で、今回もいろいろ質問ありましたが、事務この今日いるここの事務は、福井県で人口当たり一番少ない職員。ある意味、この事務の職員は、本当にいっぱい、いっぱいの中でやっている。

やっぱり、どういうふうにはバランスよく増やしていくかというか、業務をどんどん増えてくる中で、どういうふうには増やしていくか。それと一方、人手不足の中で、これからより効率よく、どういうふうには持っていくかというのが、今、問われています。

今、一部の給料を上げて、ほかにも会計年度任用職員がいて、そこを上げることによって、さらに行政事務の職員を減らすのか、会計年度任用職員さんを減らすのか。人件費の総枠というのは、結構もう永平寺町いっぱい、いっぱいのところまで来ています。ここでどう抜本的に持っていくのかということも大事です。

よく人の中で、財政は別に考えなければいけないというのがありますが、この

財政で永平寺町の皆さんでいろいろなサービスとか、インフラとかこういったものが賄われているところもありますので、上田議員がそういうふうに関心されること、こういったことも含めて、根本的にどういうふうにしていかなければいけないかというのは、もう喫緊の課題だと思っておりますので、町としても今、いろいろなご提案もさせていただいておりますので、またよろしくお願ひしたいなと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

なければ、次に、生涯学習課関係、118ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 生涯学習課関係、補正予算の補足説明をさせていただきます。

補正予算説明書118ページ右側をご覧ください。

保健体育総務費、負担金補助及び交付金の補助金、地域スポーツによる地方創生支援事業補助金ですが、こちらは福井永平寺ブルーサンダーが取り組んでいただいております地方創生事業に対する補助金でございます。企業版ふるさと納税での寄附金に基づき、予算措置されておりますが、当初予算編成時以降3月までにご寄附いただきました3件、130万円のうち9割を計上させていただいております。

以上、補足説明終わります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 左側のところですが、アーティスト滞在活動支援事業が、文化庁が不採択になったとなっているのですが、ある程度見込みで多分、またやっているはずが不採択になって、当然この予算的のところは県がちゃんと肩代わりしてくれていますよ。要は実行委員会主体じゃなくて県がということ、対応してくれることになってはいますが、そうなった経緯なんかも、分かるのであれば、若干教えてください。

なぜ、不採択になった、理由とまではないですけども、ある程度、見込みで当然、実行委員会がそれを届出すれば、県のほうもオーケーだよとなったのか、いや、県は関係なく、そういうところに直接行っているのかもあるかと思うので

すが、そこらあたりの経緯が分ったら、お知らせいただければと思いますし、事業そのものは変わらんとは思うのですが、そこらあたりも含めて、お願いできればと思います。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 文化庁の事業補助金、申請をされましたが、県の担当者から聞いた話によりますと、申請内容、収支のところで、収入があまり見込めない事業であるということで、不採択になったと聞いております。

もともとこの事業を活用して、収益を上げるというところもございましたので、その点で、合致しなかったのだと聞いております。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 計画のほうで収益を上げるという形になっていたと、ちょっと細かく聞いて申し訳ないですが。その収益というのはどういう形でその収益。その文化事業というのは、早く言ったらお金の収益を上げるような形じゃないと、私も思っているのですが、計画性の中で収益を上げるという形になっていたのが、あまりにもちょっと上がらないよということで、不採択という理由だとすると、今後県の事業になりましたが、それによって変えていくのか、いや変えないとは思いますが、そこらあたりも若干あれやったら説明いただければ助かります。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） 収益と申しますのは、グッズの販売や入場料収入ですね。展覧会を開いての入場料収入とか、そういうことをされてということになります。という判断だったのだと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 当然、入場料収入ということになれば、うちはどういう形でやるのか。例えば入場料をできるような、例えば演劇がありましたよ、いや文化のあれでこういうのがあって、それで入場料というか整理上の費用でこれだけよってという見方なのか。それなら、ある程度そういうところで、町もそれだけという対応があるのですが、今回のこれが、入場料が取るとい形になると、初めの、アーティストが滞在してそこらあたりを、うちのほうの事業としての見方がどうやったのかってちょっとそこらあたり気にはなります。

○議長（中村勘太郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉田正幸君） こちらにつきまして、県の事業でございます。それで、実行委員会として町が参加させていただいておりまして、補助金の申請も実質県のほうが行っております。

詳細につきまして県の担当者から聞き取りまして、ご説明させていただきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

なければ、次に消防本部関係119ページから120ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（宮川昌士君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。予算説明書の119ページ左側をお願いします。

防災対策推進事業、負担金補助及び交付金の集落消防施設整備費補助金の60万円におきましては、5月16日現在で、当初は140万円に対しまして、25地区からの要望申請がございまして、42万9,000円の不足となりましたので、今後の申請分も合わせまして、補正をするものでございます。

続きまして、119ページ右側をお願いいたします。

予防事業関係費、負担金補助及び交付金。これにつきましては、令和6年度の北陸中部ブロック女性防火クラブ連絡協議会の幹部地域研修会が、福井県福井市で開催されることに当たりまして、当初では受講者3名の予算を計上しておりましたが、福井市開催ということで、県のほうから3名追加の動員の要請がございまして、その分の3名分の2万4,000円を追加させていただきました。この女性防火クラブ長岡議員にも活動していただいております。

続きまして、120ページの左側をお願いいたします。

非常備消防事務所経費の報償費の退職団員の慰労金でございますが、14万6,000円につきまして、令和5年度中の消防団員の方退団された方で13名、内訳は基本団員が7名機能別団員6名でございます。

対談慰労金の対象者につきましては、13名中で8名でございます。当初予算にて1名分は計上しておりましたが、7名分の追加で14万6,000円の補正をお願いいたします。

続きまして需用費のほうですけれども、消耗品費の112万5,000円につきましては、令和6年度入団した団員に貸与する被服を購入するために予算を計上させていただきました。基本団員につきましては当初では3名を予定しており

ましたが、計6名の方が入団され3名の不足となりました。

永平寺の中分団に楠議員入団していただきましてありがとうございます。

また今年度5月1日付で消防の経験のOB団員の方、元団員の方ですが22名機能別団員として入団をいただきました。その機能別団員の22名分の被服の購入の費用ですが、112万5,000円を計上させていただきます。これにつきましては機能別団員消防経験OB団員で、県の大規模災害団員等確保推進事業の補助金51万3,000円を財源に充てます。

清水憲一議員、清水紀人議員の入団をいただきましてありがとうございます。

続きまして、備品購入費のほうですが、107万3,000円につきましては、令和6年度にコミュニティの助成事業の助成金が決定しました。林野火災等で使用しますウォータージャケット15着、これを整備するために予算計上をさせていただきます。財源としましては、コミュニティ助成事業の助成金100万円を財源に充てます。

続きまして、120ページ右側をお願いします。

消防車両等整備事業につきましては、緊急消防援助隊整備費補助金が確定しましたので、補助金542万8,000円の充当により財源組替えを行います。当初予算においては1,079万4,000円の補助金となっておりますが、国が行う補助対象となる緊急消防援助隊の施設の基準額の見直しにより、基準額が改正されまして542万8,000円の増額となり、この額の充当により合計で1,622万2,000円となります。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これより総括質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第33号、令和6年度永平寺町一般会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第33号の第1審議を終わります。

～日程第2 議案第34号 令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算
について～

○議長（中村勘太郎君） 次に日程第2、議案第34号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは議案第34号、国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明いたします。

議案書の135ページをお願いいたします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分につきましては、子ども医療費助成を町が導入したことにより、減額調整されていましたが国庫負担分につきまして、町の一般会計で補填することとしましたので、財源組替えを行うものがございます。

以上、議案第34号の補足説明とさせていただきます。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは予算説明資料に基づき審議を行います。資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書121ページから122ページについて、担当課の補足説明を求めます。

住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） 補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 子ども医療費分の助成をしているということで、国はここに関する事務手数料分を引くという、ペナルティーをかけていたのですよね。それがなくなるという話じゃなかったのかと思っていたのに、またそういうペナルテ

ィー分が、負担が生じるということになるわけですか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（吉川貞夫君） なくなるのは令和5年で終了されています。令和5年度まではございました。今回補正の分については令和2年、3年、4年の確定した分を補正させていただきたいということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第34号、令和6年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第34号の第1審議を終わります。

～日程第3 議案第35号 令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に日程第3、議案第35号、令和6年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは議案第35号、介護保険特別会計補正予算について、補足説明いたします。

議案書の144ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費につきましては、令和5年度の実績に基づきまして、精算分として支払基金交付金644万8,000円が交付されることになりましたので、財源組替えを行うものでございます。

以上、議案第35号の補足説明とさせていただきます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書 1 2 3 ページから 1 2 4 ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） 補足説明についてはございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第 3 5 号、令和 6 年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、第 2 審議に付したい案件はありますか。

お諮りします。

本件について第 2 審議を省略し第 3 審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第 3 審議に付することに決定いたしました。

これで議案第 3 5 号の第 1 審議を終わります。

～日程第 4 議案第 3 6 号 令和 6 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第 4、議案第 3 6 号、令和 6 年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第 1 審議を行います。資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） 議案第 3 6 号の町立在宅診療所特別会計補正予算について、補足説明いたします。

議案書の 1 5 3 ページをお願いいたします。

款 1 総務費、項 1 管理費、目 2 施設管理費では、訪問診療に必要な超音波画像診断装置 1 台の購入費、1 1 2 万 6, 0 0 0 円を計上するものでございます。

以上、議案第 3 6 号の補足説明とさせていただきます。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明書125ページから126ページについて、担当課の補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは補足説明をさせていただきます。

訪問診療ですけれども平日の午後に2班体制で実施をしております。1人の医師が1日当たり大体15人の診療を行っています。そのうち平均ではございますが3名から4名の方に超音波画像診断、エコー診断を実施しているところでございます。

在宅医療の現場では、その場で判断を求められているケースが非常に多くございまして、患者の異変にいち早く気づくためにも、この超音波画像診断装置は大変有効な診断機器となっているところでございます。

現在は状態の悪い患者様を優先に、エコー診断を行っていますが、利用登録者の増に伴い対応に苦慮しているところでございます。

このことから超音波画像診断装置を追加購入し、在宅医療のさらなる充実に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

金元君。

○6番（金元直栄君） 訪問診療の先生方が持って歩く超音波の画像診断、これについて異論があるとかそういうのではなしに、これを導入する2組でということですが、現在何人ほど訪問診療されているのでしょうか。1日に1人当たり15人ほど訪問する。30人ぐらい訪問するということですが、月2回訪問診療すればかなり大変な数になるなっているところですか。

そういう意味では順調なのかなと思います。

ただ、超音波画像うちでも訪問を受けていまして、この音波画像があったおかげで発見されたということもありますので、そういう意味では必要なものだと思うのですが、そういう背景状況など、もう少し分かるように説明していただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（高嶋 晃君） それでは、説明させていただきます。

まず、利用登録者ですけれども3月現在ですが、116名の方が登録をしております。昨年度と比較しますと129%増、26人の増ということで利用者の方が増えております。

先ほどの利用状況ですけれども、こういうことはございませんが、想定している中で画像診断装置2班ありますので、最初の1班の方が画像診断装置を使っていて、2班のほうで緊急的に必要になったというときなんかは、車で移動して途中で待ち合わせをして乗せ替えをして、エコー診断を使うといったことも想定しながら動いている状況ですので、大変苦慮している状況でございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第36号、令和6年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第36号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第37号 令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第37号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第37号の上水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

議案書の158ページをお願いいたします。

上段の款1水道事業費用では、会計年度任用職員1名分の勤勉手当33万3,000円を計上しております。

下段の款1資本的収入につきましては、総務省の地方公営企業繰出金通知に基づきまして、一般会計からの負担金を一般会計からの出資金に財源組替えを行うものでございます。

以上、議案第37号の補足説明とさせていただきます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは、予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明資料の127ページから129ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 特に補足説明はございません。

よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 一つは、今説明を受けました他会計からの負担金ですが、負担金が出資金に変わる、何か意味があるのかということが一つと、クリプトスポリジウム対策って、これ聞いたと思うのですが、もう一回説明していただくとありがたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 今ほど、財政課長のほうより総務省の下している通知という説明ございましたが、その通知に基づき、今回、出資金のほうへ財源組替えを行うことによって、最終的には、消費税額の抑制を図らせていただき、適正な経理を行っていきたいということでございます。

今、クリプトスポリジウム対策事業というところにつきましては、現在、上志比の第一水源で事業実施をしております紫外線処理装置の設置事業、これに対する一般会計からの基準内繰入金でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 以前から消費税の問題でいうと、他会計から繰入れしたりすると、それが収入になって、それにも消費税がかかるとか、本来、町民の負担する分を行政が払っているのだろう、という言い方やったと思うのですが、大体、そういうこと自体がよく分からん、国の基準なのかなということを思ったりもするのですね。

ただ、一般会計の出資金に回すと、そこから出せば自由に使えるということに

はなるのですか。

○議長（中村勘太郎君） 上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 自由に使えるという、あくまでも基準に基づいて今回のこのクリプト対策事業に関しては、出資金として計上することができるということ、そして、今ほど消費税のお話ございましたけれども、公営企業会計において、消費税計算においてはちょっと特有の、特定収入というものがございまして、今回この負担金は特定収入に当たって、場合によっては仕入れ控除税額の調整を行う必要が出てきます。

ただし、基準に基づいて、出資金として計上をすると、出資金に関しては、特定収入から外れるというところから、先ほども申しましたとおり、消費税の適正な計上を図るために、今回、財源の組替えをさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） ほか、ありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第37号、令和6年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第37号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第38号 令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。資料は議案書をご用意ください。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（原 武史君） それでは、議案第38号の下水道事業会計補正予算について、補足説明いたします。

議案書の169ページをお願いいたします。

款1下水道事業費用では会計年度任用職員2名分の勤勉手当63万2,000円を計上しているところがございます。

以上、議案第38号の補足説明とさせていただきます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） それでは予算説明資料に基づき審議を行います。

資料は全員協議会資料をご用意ください。

予算説明資料130ページから131ページについて、担当課の補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（勝見博貴君） 特に補足説明はございません。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですのでこれで質疑は終わります。

議案第38号、令和6年度永平寺町下水道事業会計補正予算について、第2審議に付したい案件がありますか。

お諮りします。

本件について第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第38号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時59分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 議案第39号 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を

議題といたします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（多田和憲君） それでは補足説明いたします。

通称マイナンバー法の改正を受け、同法からの引用規定のある本条例について、所要の改正をお願いするものでございます。

条例の第4条におきまして、個人番号を利用できる範囲を規定しておるのですが、現行の規定では、マイナンバー法の別表第2に掲げる事務のために、同表に掲げる情報を利用してもよいという内容の条文となっております。

この法、別表第2が法律から削除されまして、省令に委任されることとなり、法律の中では、事務のことを特定個人番号利用事務、情報のことを利用特定個人情報と定義されるにとどまったことに伴い、本条例でも同じ表現を用いる必要が生じたものでございます。

条例の施行日は公布の日としております。

以上、補足とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） マイナンバー法が変わって、その中にあった別表が省令になったということですが、なんで省令になったのか。省令にしたほうが、国会の論議を経ずに、どこかで変えれば、自由にされるということになるようなことがあったりするのですか。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（多田和憲君） そちらあたりの事情、国会内で決まった法改正ということで、町としてはもうこれ、今まで委任していた先がなくなったので、委任先を変えるしか、もうやりようがないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） できたらどれがどうなったかという、別表第2の内容なんか分かる内容を示していただくと、これが省令になりましたよっていうのを示していただくと分かるのかなと思うのですが。

○議長（中村勘太郎君） 別表第2はお配りしていませんね。

第3審議までに事務局が準備し皆さんに配付しますので、ご確認をお願いいたします。

よろしいですか。

ほかありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第39号、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件はありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第39号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第40号 永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第8、議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(多田和憲君) それでは補足いたします。

昨年12月議会で改正の議決をいただきましたこの条例につきまして、追加がございますので、再度の改正をお願いするというものでございます。

附属機関を列挙しております別表の中に、空き家等対策検討委員会及び心身障害児保育入園判定委員会の、この二つの附属機関を追加するものでございます。

以上、補足とさせていただきます。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第40号、永平寺町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、第2審議に付したい案件はありますか。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第40号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第41号 字の区域の変更について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第9、議案第41号、字の区域の変更について、
を議題といたします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(島田通正君) それでは、議案第41号、字の区域の変更についてのご
説明をいたします。

議案書の177ページ、178ページをお願いします。

地籍調査事業に伴いまして、松岡小畑地区におきまして飛び地の解消のため、
土地所有者、地区の同意を得まして、飛び地のある8字12筆、9字4筆、11
字2筆、15字2筆、16字5筆、計21筆をそれぞれ変更調書のとおり、松岡
小畑8字、9字、11字、15字、16字に編入し、大字を松岡小畑に変更いた
します。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

6番、金元君。

○6番(金元直栄君) こういう飛び地の解消ということを、地籍調査の中でやられ
るようになっていると、順調に地籍調査が進んでいるのかなと思うところでもあ
ります。そういう意味では、その中から特定の字がなくなることがあるとしたら、
それは問題なのかなと思わないでもないですが、順調に進んでいるのかなと思う
のですが。

本町では今、何か所か地籍調査やられていると思うのですね。それは、こうい
うのも出てこないところもあるのですけれども、そんな状況については、順調に
進んでいるのでしょうか。

○議長(中村勘太郎君) 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 現在、3地区で地籍調査を推進しておりまして、松岡小畑地区、松岡下合月、京善地区、3か所を今現在進めておりまして、松岡小畑地区につきましては4年目、下合月につきましては3年目、京善地区につきましては2年目ということで、地区それぞれ順調に進んでいるということでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 金元議員ご存じのとおり、10年前に一度地籍調査を進めてお察しのとおり、いろいろそれがあってずっと継続をしている案件もあります。そういったところで今専門の職員さんにも入っていただいて、進めていっているとところもありますので、またご理解よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 地籍が完成した地区を申し上げますと、宮重、吉野塚、寺本、渡新田、上合月、西野中、吉野、諏訪間、計8地区が地籍調査を終了しております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 金元君。

○6番（金元直栄君） 現実的には地籍調査福井は特に永平寺町は、遅れていると指摘されていると思いますね。今回の能登の地震なんかのあれでいくと、いろんな災害の復旧のときに、こういう問題も障害になってくる可能性があるので、やっぱりそれなりに進める体制も含めて、もっと地籍調査の意味合いを知ってもらって強力に進めることが大事なのかなと。

これをやると固定資産税が上がるというのがちょっと難点で、その辺は十分考えていただいてもいいのかなと思いつつ、もう少しいろいろ進めることについてはいろんなところに周知を図って、大変だと思うのですけれどもね。

何度も何度も地元に出向いていってということもありますから。そういうことぜひ進めてほしいなと思うところです。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（島田通正君） 地区から問合せ等がありましたら真摯に対応させていただきまして、説明とかがございましたら地区のほうに参りたいと思いますので、町としましては要望がございましたら、積極的に地域に入ってお話をしていきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第41号、字の区域の変更について第2審議に付したい案件がありますか。
お諮りします。

本件について、第2審議を省略し第3審議に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第41号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第42号 字の区域の変更について～

○議長(中村勘太郎君) 次に日程第10、議案第42号、字の区域の変更について、
を議題といたします。

これより、第1審議を行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長(島田通正君) それでは、議案第42号、字の区域の変更についての
説明をいたします。

議案書の179ページをお願いします。

地籍調査事業に伴い松岡下合月地区におきまして、土地が利用上一体として利
用されている土地を土地所有者、地区の同意を得まして字の変更を行います。

変更調書のとおり21字8筆を20字に編入し、松岡下合月20字に変更しま
す。

26字2筆を31字に変更し、松岡下合月31字に変更、33字5筆を36字
に編入し松岡下合月36字に変更します。計15筆の変更となります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第42号字の区域の変更について、第2審議に付したい案件がありますか。
お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第42号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時23分 休憩）

（午前11時24分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これをもちまして本日の日程は全て議了いたしました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日は、これをもって散会します。

なお、明日6月14日から17日までを休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月14日から6月17日までを休会といたします。

6月18日は午前10時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いたします。

明日6月14日は、午前9時より総務産業建設常任委員会、午後1時より教育民生常任委員会を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく願いたします。

本日は、どうもご苦労さまでございました。

（午前11時24分 散会）